第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙分会	六八八、八八五円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一九一、三〇五
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第二百五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、六八八
参議院選挙区選出議員選挙又は参議院合同選挙区選挙に係るもの（参議院比例代表選出議員選挙に係るものに限る。）	一、一五五、〇六三

第六条第二項中「四十二万八千八円」を「四十三万三千百九十円」に、「六十万八千百九十三円」を「六十一万七千五百五十二円」に、「百十二万七千三百五十九円」に、「六十七万五千九十三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改め、同条第三項中「三万二千六百七十円」を「四万五千五百九十円」に改め、同項ただし書中「六万五千三百四十円」を「八万千百八十円」に、「五万七千四百九十九円」を「七万千四百三十八円」に、「五万五千八百六十六円」を「六万九千四百九円」に、「四万五千八十五円」を「五万六千十四円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙 / 都道府県の世帯数	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
	都及び大都市のある道府県	その他の県	
一　三十万未満	円　銭	五三円　一一銭	一八円　五九銭
二　三十万以上	―　―	五一　七二	一八　〇六
三　四十万以上五十万未満	―　―	五〇　九七	一七　九三
四　五十万以上七十万未満	五〇　一四	四九　九〇	一七　七一
五　七十万以上百万未満	五〇　五七	五〇　三九	一七　五三
六　百万以上	四九　一〇	四八　九五	一七　三二

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四六円
十四人以上十七人未満	六五
十七人以上	九九

第八条第二項中「四十九円」を「五十三円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	一四〇円
百人以上百五十人未満	二〇四

第八条第三項中「二十三円」を「二十五円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	七〇円
百人以上百五十人未満	一〇三
百五十人以上百十人未満	一二八
二百十人未満	一五六
二百十人以上二百五十人未満	一八一
二百五十人以上三百五十人未満	二〇八
三百五十人以上	二三四

第八条第六項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金額
十四未満	四六円
十四以上十七未満	六五
十七以上	九九

第八条の二中「三千三百円」を「四千七十円」に改め、同条の表を次のように改める。

区市町村 / 区画数	九未満	九以上十三未満	十三以上
区	一八、一五〇円	二二、二二〇	二六、二九〇
市	一七、〇五〇円	二一、一二〇	二五、一九〇
町村	一五、九五〇円	二〇、〇二〇	二四、〇九〇